

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和五年九月十二日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

資金管理団体の名称

鈴木 昭徳

鈴木あきのり後援会

五、三、三〇

須田 幸平

須田こうへい後援会

五、四、二〇

田村 京三

田村京三後援会

五、四、一〇

中本 誠

中本誠後援会

五、四、一八